

射水市道の駅新湊等整備運営事業に係るサウンディング型市場調査 実施要領

令和5年6月12日
富山県射水市

1 調査の目的

平成10年9月にオープンした道の駅新湊は、交通の利便性が高いことなどから利用客は年間約70万人に及んでいますが、近年、施設・設備の劣化が進み、早急に施設の改修等に取り組む必要があります。

また、道の駅新湊に隣接する新湊農村環境改善センターについても劣化が進んでおり、近年、利用者が減少傾向にあることから、道の駅新湊の改修等と併せ、新たな用途へ転用するなど、様々な可能性を追求する必要があると考えています。

なお、これら施設の改修等に当たっては、「射水市道の駅周辺エリア基本構想」（令和3年10月公表）に掲げる基本方針を踏まえ、道の駅周辺エリアの可能性を最大限引き出すことができる経営感覚を持った運営事業者を、設計事業者及び施工事業者と一体的に公募し、運営事業者の意向を反映させた整備等を行いたいと考えています。

本調査は、昨年7月から8月にかけて実施した「射水市道の駅周辺エリア整備事業に係る対話（サウンディング）型市場調査」の結果を踏まえ、今後の事業者公募に向け、より具体的な事業スキームを構築することを目的として実施するものです。

2 対象事業

射水市道の駅新湊等整備運営事業

3 参加資格

本事業に参画意欲のある法人又は法人のグループとし、次のいずれかに該当する場合は、参加することができません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく更生・再生・破産開始手続中の者。
- (2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人。

4 対話内容

- (1) 射水市道の駅新湊等整備運営事業 事業者公募要項（案）について
- (2) 射水市道の駅新湊等整備運営事業に係る概算事業費等の算出について
- (3) 道の駅新湊等整備後の運営事業について（運営体制、商品開発、経営戦略等）
- (4) エリア全体のゾーニングや動線について

5 スケジュール

① 実施要領の公表	令和5年6月12日（月）
② エントリーシート提出期限	6月23日（金）
③ 現地見学の申込期限【任意】	6月23日（金）
④ 現地見学【任意】	7月 3日（月）
⑤ 対話（サウンディング）実施	7月 4日（火）から 7月21日（金）まで

6 現地見学

対話への参加を希望する事業者への現地見学を実施します。（参加は任意です。）

現地見学を希望される事業者は、エントリーシート兼現地見学参加申込書【様式1】に必要事項を記入の上、電子メールにてお申込みください。

- (1) 日 時 令和5年7月3日（月）午前10時～午前11時
 - ※ いずれも現地集合とします。
 - ※ 現地見学に参加しない事業者も、サウンディング型市場調査には参加できます。
 - ※ 参加希望があった全事業者による合同での見学となる予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (2) 申込期限 令和5年6月23日（金）午後5時
- (3) 参加人数 1グループ6名以内とします。
- (4) 申込先 射水市産業経済部観光・定住課
電子メール：kankou-teiju@city.imizu.lg.jp

7 サウンディング型市場調査の実施

射水市道の駅新湊等整備運営事業に係るサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）への参加を希望される事業者は、エントリーシート兼現地見学参加申込書【様式1】に必要事項を記入の上、電子メールにてお申込みください。

エントリーシート受付後、「射水市道の駅新湊等整備運営事業 事業者公募要項（案）」を送付いたします。

- (1) 申込期限 令和5年6月23日（金）午後5時
- (2) 参加人数 1グループ6名以内とします。
- (3) 申込先 射水市産業経済部観光・定住課
電子メール：kankou-teiju@city.imizu.lg.jp
- (4) 実施日時 令和5年7月4日（火）から令和5年7月21日（金）まで
午前9時から午後5時までのうち、30分から1時間程度。
※ 実施日時、場所等の詳細は、事前に代表事業者宛に連絡します。
- (5) 実施方法 原則、対面による実施とします。
- (6) その他 参加事業者の知的財産（ノウハウ、アイデア）保護のため、個別に実施します。対話の際に、概算事業費見積書【様式2】を提出してください。対話当日までに概算事業費見積書を提出できない場合は、令和5年7月31日（月）午後5時までに提出をお願いします。
【様式2】以外の資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合は、5部作成の上、事前に郵送又は電子メールで提出してください。なお、資料の返却はいたしません。

8 対話結果の公表

- (1) 公表時期
令和5年9月中旬
- (2) 公表方法
 - ・ 実施結果の概要は、市ホームページ等で公表します。
 - ・ 公表に当たっては、あらかじめ参加事業者に内容の確認を行います。
 - ・ 参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は公表しません。

9 留意事項

- (1) 参加及びサウンディング内容の取扱い
 - ・ サウンディングへの参加実績は、今後の事業者選定における評価の対象にはなりません。
 - ・ サウンディングにおける市及び参加事業者双方の発言は、あくまでサウンディング時点での想定に基づくものであり、何らの約束をするものではありません。
 - ・ 事業者公募要項（案）は未定稿であり、サウンディング参加事業者にのみご提供するものですので、取扱いにはご注意ください。
- (2) 費用負担
サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 追加対話への協力

必要に応じて、追加対話（文書照会を含む。）を実施させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

10 関連資料及び様式等

- (1) エントリーシート兼現地見学参加申込書【様式1】
- (2) 概算事業費等見積書【様式2】

11 問合せ先

- (1) 担 当 射水市産業経済部 観光・定住課（分家、橋本）
- (2) 所在地 〒939-0292 富山県射水市小島703番地
射水市役所大島分庁舎
- (3) 電 話 0766-51-6676
- (4) メール kankou-teiju@city.imizu.lg.jp